

## 千葉県環境保全条例 水質汚濁に係る特定施設

番号	特定施設の種類
1	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 牛房施設(牛房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。) (2) 馬房施設(馬房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。) (3) 鶏舎(鶏の飼養羽数が1,000未満のものを除く。)
4	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が100人以下のし尿浄化槽を除く。)